

電気通信番号規則の一部改正について

(諮問第3046号)

<目次>

1 諮問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	4

・電気通信番号規則の一部を改正する省令案

(参考)

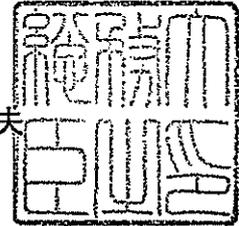
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 5
- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 6
- ・電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案 10



諮問第3046号
平成24年9月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号規則の一部改正について

I 背景

現在、携帯電話の識別に係る電気通信番号については、090及び080番号を使用しているが、スマートフォンの普及等に伴う携帯電話の需要増加に伴い、総務省が指定可能な電気通信番号数の不足が想定されている。

このため、情報通信審議会では、昨年5月から携帯電話の電気通信番号数の拡大策について検討を行い、本年3月1日、平成26年初頭までに携帯電話へ070番号を開放することが適当との答申（情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(情通審第23号)）が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、携帯電話に係る電気通信番号について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【別表第一関係】の一部改正 携帯電話に係る電気通信番号への070番号の追加

本件は、携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として新たに070番号を指定可能とするため、関係規定の改正を行うものである。

（参考：諮問対象外）

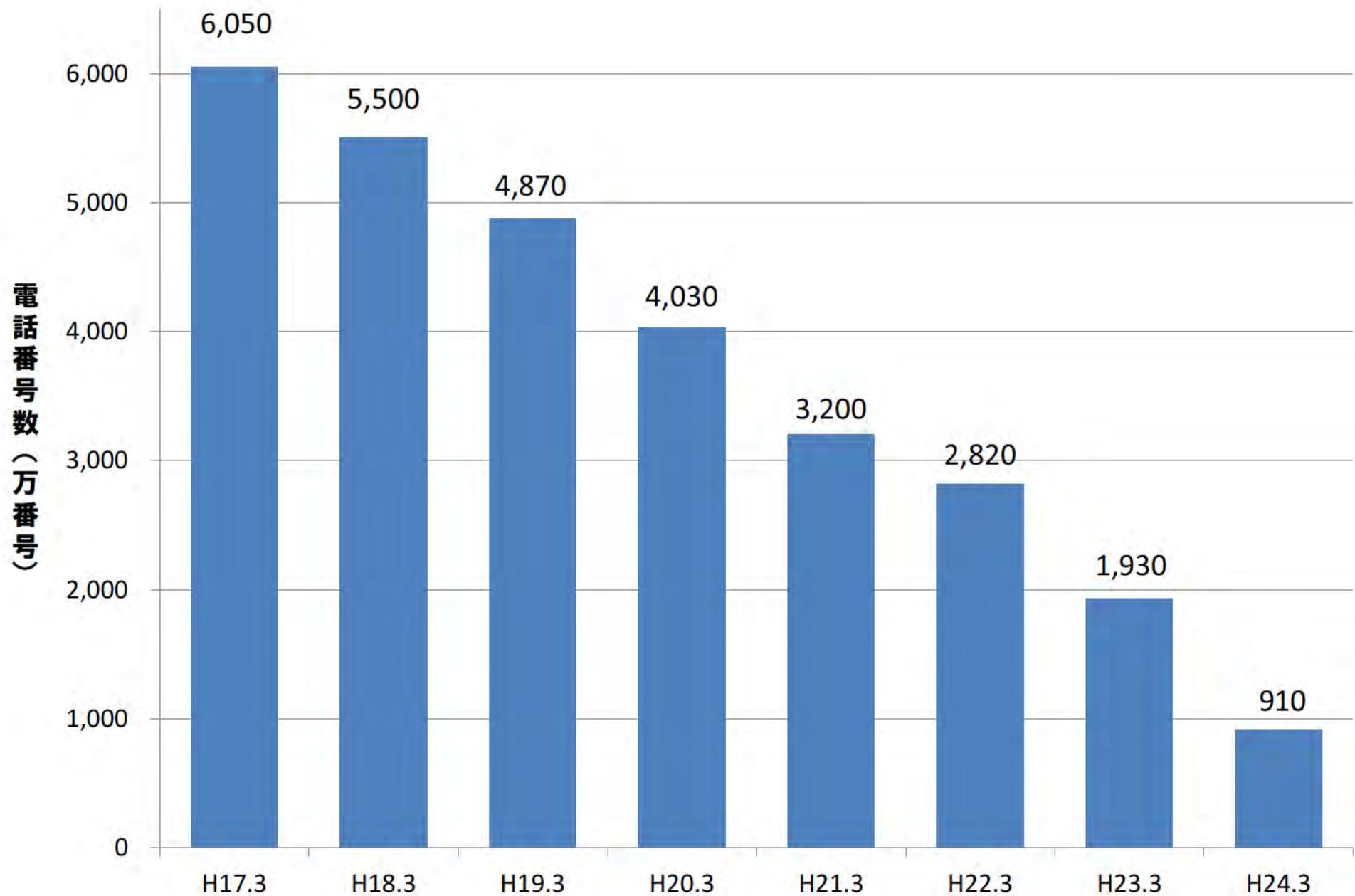
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第6、第28及び第29関係】の一部改正
 - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。

- 電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）【別紙2関係】の一部改正
 - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴い、電気通信番号の指定に係るその数の算出方法を変更する。

III 施行期日

施行期日は公布の日とする。

参考：携帯電話に指定可能な電話番号数の推移



改正案	現行
<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <div data-bbox="152 491 1077 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは0、5及び6を除く。）</u>、<u>80CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u>又は<u>90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <div data-bbox="152 847 1077 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは5及び6に限る。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>	<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号（略）</p> <p>第六号（第9条第1項第3号関係）</p> <div data-bbox="1151 491 2076 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK（Cは0を除く。）</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号（第9条第1項第4号関係）</p> <div data-bbox="1151 847 2076 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>70CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> </div> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号（略）</p>

改 正 案		現 行	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	<u>70CDEFGHJK</u> 、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	80CDEFGHJK又は90C DEFGHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK
7～11（略）	（略）	7～11（略）	（略）
注1～2（略）		注1～2（略）	

改正案

現行

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年 月 日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名 _____

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

注1 電気通信番号の種別の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 （略）

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年 月 日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名 _____

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

注1 電気通信番号の種別の欄は、「080/090」、「070」、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 （略）

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外）					
年 3 月 31 日 現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8（略）

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外）					
年 3 月 31 日 現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「080/090」、「070」、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8（略）

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名 _____				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	
1～4 (略)	(略)			
5 電気通信番号規則第9条第1項第	70、80又は90からは90から始まる電気通信番号			

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 末現在				
事業者名 _____				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	
1～4 (略)	(略)			
5 電気通信番号規則第9条第1項第	80又は90から始まる電気通信番号			

3号の電気通信番号	号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号				
7～11 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

3号の電気通信番号					
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号				
7～11 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

改正案	現行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^{注1}</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率 需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月×増加係数 増加係数^{注2}＝（前月の加入者と契約している番号の数－前々月の加入者と契約している番号の数）÷（前々月の加入者と契約している番号の数－3ヶ月前の加入者と契約している番号の数） <u>使用率＝0.85</u></p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^{注1}</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率 需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月×増加係数 増加係数^{注2}＝（前月の加入者と契約している番号の数－前々月の加入者と契約している番号の数）÷（前々月の加入者と契約している番号の数－3ヶ月前の加入者と契約している番号の数） <u>使用率＝0.9</u></p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p>